自転車及び原動機付自転車を使った
飲食物等のデリバリーサービスを行う **事業者の皆様** へ

別添１

配達中の交通事故を防ぐために

新型コロナウイルス感染防止のため、外出の差し控えや新しい生活様式が広がる中、飲食店等のデリバリーサービスの需要が高まっています。

デリバリーサービスに従事する方々が配達中に交通事故に遭ったり、通行人に危険を及ぼしたりすることがないよう、事故防止に取り組みましょう！

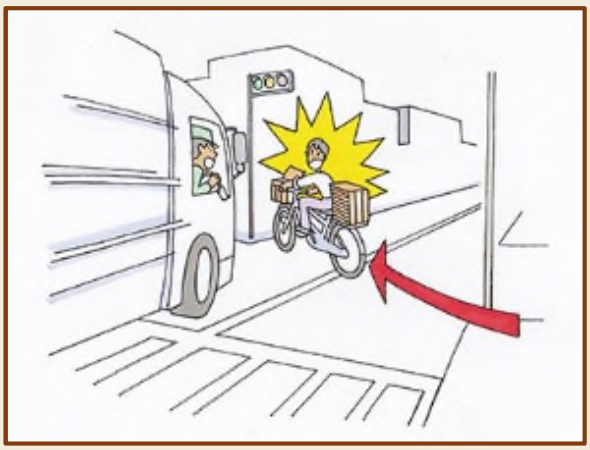

配達中の交通事故を防止するための取組のポイント

１）教育の実施等

配達員に対し、初めて仕事に就く前に、
次の事項について教育を実施し、注意喚起する等により
必要な知識を習得できるようにする。
自動車運転免許を持っていない場合には特に注意する。

- **交通ルールの遵守、走行前点検の励行等**
- **災害事例や交通事故情報を活用した事故の起こりやすい場面、場所等、走行ルートや運転上の注意に関する教育**
- **睡眠時間の確保、飲酒による影響、体調の維持等の健康管理**

理解の確認テストや集合研修を行うことが望ましい。

２）交通事故等の発生状況の把握、分析

配達中の事故、ヒヤリ・ハット事例を把握、分析し、配達員に対し同種事故防止のため情報提供等を行うことが望ましい。

３）健康の確保

疲労の蓄積、睡眠不足等による交通事故を防止するため、配達員が健康に働けるよう次の事項に取り組むよう努める。

- 各種健康診断制度と受診啓発、健康づくり
  ※常時使用する労働者の場合は、事業者が健康診断を受けさせる必要があります
- 長時間にわたる就業の防止、過重な疲労・ストレス防止

内閣府　警察庁 National Police Agency　厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　MAFF Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries 農林水産省　国土交通省

飲食店のデリバリーサービス中の交通事故（※）の分析

厚生労働省の集計による

若者の被災が多い！

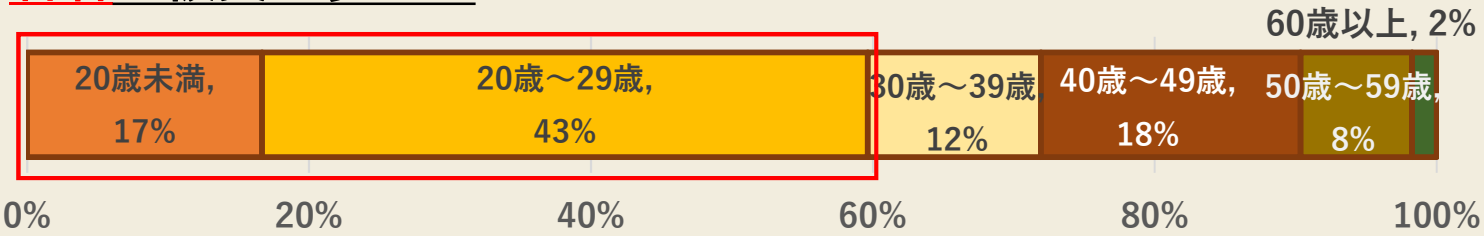

事故の事例

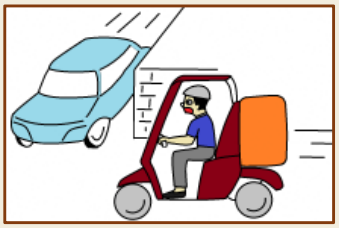

- ○　交差点での**出会頭**(一時不停止が多い)
- ○　**スリップ**事故
  （視界が悪い夜間、雨天時やマンホール上）
- ○　前車の停止に伴う**急ブレーキ**による転倒
- ○　細い路地や駐車場から出てきた車を避けようと転倒
- ○　**スマホのながら運転**による操作不適
- ○　交差点直進中に**対向の右折車**と衝突

※2019年に飲食店において発生した休業４日以上の労働災害のうち、デリバリーサービス中の交通事故と思われる114件を分析したもの。労働災害では原動機付自転車によるものが多数を占めています。

事故防止等のポイント　自転車・第一種原動機付自転車

共通

- ○信号遵守と交差点での一時停止・安全確認
- ○スマホのながら運転禁止
- ○左側通行
- ○ヘルメットをかぶる、あごひもを締める
- ○運行前と定期的な点検・整備

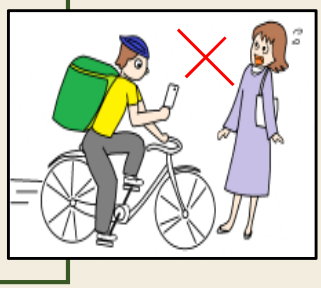

自転車

- ○夜間はライトを点灯
- ○車道が原則、歩道は例外
- ○歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

第一種原動機付自転車

- ○法定速度は時速30km/h
- ○二段階右折
- ○対向車線の右折車に注意

2020.10